

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.13

2013年

1月21日

神奈川県 最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索を

第8回裁判報告 次回は4月22日(月)13:30~(裁判所前13時集合) 裁量権に逃げ込む国、若者の貧困を訴える原告

1月21日、11時30分から第8回裁判が開かれました。原告は15名参加し、集まった支援者は85名。傍聴者で法廷は満席になりました。林さんの原告陳述は非正規で働く若い人の労働と暮らしをリアルに語り、おもわず裁判官も頷き、真剣な表情で聞き入っていました。被告＝国は徹底して「裁量権」に逃げ込み5つのごまかしについて反論を避けました。弁護団が再度国に対し「裁量権に逃げるのではなく、5つのごまかしそのものについてきちんと反論せよ」と求め、3/8までに国が書面を出す方向を示し、これを踏まえて弁護団が反論を用意するため次回期日は4月22日となりました。

「もやしのことで親子ゲンカ」。25歳自立して働く女性が生きる不安と辛さを陳述

私は、一人暮らしをして自分で働いて生計を立てています。平日は法律事務所で一日7.5時間、時給1100円で働き、休みの日には県内の焼き肉屋で時給900円で働いています。

私は、大学3年生のときにリーマンショックがあり、就職活動が厳しかったため、大学卒業後は短期のアルバイトをしながら、学芸員の資格をとるために勉強をしていました。どの仕事も時給850円から950円ぐらいで、時給1000円を超えるところはありませんでした。

今、家賃が6万円です。法律事務所の仕事は、時給なので、年始年末や祝日などで休みが多いと、給料が減ってしまいます。1月は職場の営業日が18日なので全日出勤してフルに働いても、月給は14万8500円です。

ここから家賃6万円、携帯電話1万円、ガス代と電気代がそれぞれ3000円ぐらい、水道料金が2か月で2500円、健康保険4000円、このほか、NHK受信料、日用品、食費などを支払うと手元にほとんど残りません。毎月1万5000円の国民年金保険料は、現在支払っていない状況です。加えて奨学金を毎月2万円ずつ返済しており、さらに、1月はボーナス月として返済額が上乗せになり3万円の返済になるので、今月は明らかに赤字です。不足分を穴埋めするために焼き肉屋のアルバイトをしてお正月の3が日も働きましたが、最近あまりシフトに入れず、月に1、2万円にしかなりません。

このように、毎月、ギリギリの生活をしているので、アパートの契約更新のときの更新料や、冠婚葬祭などの特別の出費のために貯金をする余裕は全くありません。最近、学生時代の友人が結婚することも増え、結婚式や2次会に呼ばれることがありますがお金がなく、ご祝儀や参加費用、それに着ていく洋服も準備できないため、すべて断っています。ここ2年間で5、6回誘いを断っていると思います。

生活費を節約するために、外食はほとんどしません。業務用のスーパーでもやしや、麺類をまとめ買いして、食費を浮かせて、親が送ってくれたお米3キロを半年ぐらいかけて少しずつ食べて、節約しています。



裁判終了後、横浜地方裁判所前から関内駅横浜市役所方面、そして県庁にかけて、原告弁護団を先頭にデモ行進をしました。左から二人目の旗を持つのが陳述した林美乃里さん

この前は、親から、「もやしは漂白剤をたくさん使っているから食べない方がいい」と言われて、けんかになりました。私が、「将来の健康のことより、明日食べるものが大事なんだよ。漂白剤で体を壊すとか言ってもやしを食べなかったら、私は食べるものなくなるよ」と言い返すと、親は、悲しそうな様子でした。

食費以外も、美容室は3ヶ月に1回、ホットペッパーで初回のお客さん限定の安いクーポンを探していくので、毎回違う美容室です。洋服を買うのは贅沢だと思っているので、服飾費は我慢しています。

こんな余裕のない生活がいつまで続くのだろうと思います。今は、貯金をする余裕がまったくなく、なにかあったときの備えがなくて不安で仕方ありません。お金がなくて何が嫌かといえば、自分の家族や友人など、大切な人たちに何かあったときに、お金がないせいで何もしてあげられないことです。

まず、自立してきちんと生活していけるだけの収入を得て、その上で、余裕があったら貯金をして、将来の夢や家族、友人とのつきあいにお金や時間を使えるようになりたいと思います。一人暮らしで生計を立てていくためには、月に手取りで20万円ぐらいないと厳しいです。そのために、最低賃金1000円というのは、本当に最低限のラインだと、私自身の生活体験から強く実感しています。

私のような生活をしている若者は、たくさんいます。自立して人並みの健康で文化的な生活をできるように、最低賃金の引き上げを実現して、若者の賃金の底上げがされることを願っています。

弁護団は「5つのごまかしについて正面から答えろ」と追及

●国は、「生活保護と最賃の比較は国の裁量権の範囲内である」と主張するのみ

昨年末に被告：国から出された書面は今まで同様に審議会等の手続きを踏んだ上で決定されていること。争点となっている最低賃金法9条の3項が、「生活保護を下回らない『水準』となるように配慮を求めたにすぎない」こと。最低賃金法9条の3項は比較方法について何ら規定しておらず、「いかなる比較方法を採用するかも、厚生労働大臣の裁量に委ねられている」のであり、原告が主張する「企業の支払い能力を考慮してはならない」とする主張は「独自の解釈を述べるもの」と言い切っています。

●弁護団は「国が主張する比較方法の正当性の根拠を原告の主張する5つの点について示せ」と追及

国の書面からも最低賃金と生活保護とを比較する計算方法について、平成20年の中央最低賃金審議会での労働者委員が主張した計算方法の考え方は、まさに本件において原告らが主張している計算方法の考え方と同一で、この計算方法を用いた場合、最低賃金と生活保護との乖離額は500円を上回る大きな金額になることを示しました。

2007年の最低賃金法改正の趣旨は「地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低額を保障する安全網として十全に機能するようにする」ことにあるのだから、「通常の事業の支払能力」を重視して現行の計算方法を決定し、数百円に及ぶ最低賃金と生活保護との乖離を考慮しなかったのだとすれば、被告による最低賃金の改正決定には違法の問題が生じると主張。最低賃金と生活保護とを比較するにあたり、通常の事業の支払能力を重視したことの積極的な理由を、明確に示すべきであると追求しました。



裁判当日の1/21午後、神奈川県労働局に「最低賃金千円以上に引き上げ、憲法・最低賃金法違反をただちに是正することを求める署名」5293筆を労働基準部賃金課の澁谷課長に提出。水谷神奈川労働議長、安部最低賃金審議委員候補、原告の岩森あかねさん。

被告=国は5つのごまかしへの正面からの反論するか否かを「検討する」

裁判官 さて、国の方から原告の求釈明（「5つのごまかし」の根拠を答えろとの再質問）に反論しますか？

被告=国 反論を行うか否かを含め検討を行いたい。書面を出すとしたら3月8日までにしたい。

裁判官 国の書面を踏まえ、原告が反論書を準備されるので、次回期日は4月22日13時30分とします。